

もったいない! 未来のために  
母の視点で **よ**りも **で**見直し  
次世代に借金、リスクを残さない

# 県議会議員 西村久子 県政報告

第35号

発行 西村久子

彦根市甲崎町

TEL・FAX 43-4700

Eメール hisako@country-farm.net

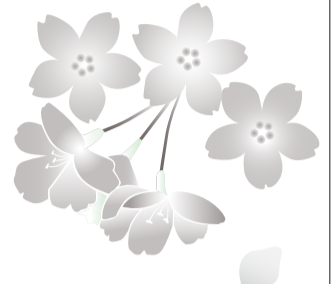


## 今日 **よ**りも **で**明日

一年が経ちました。ぬぐいきれない深い悲しみ、一時として晴れることのない多くの涙を流した日々、まざまざと見せつけられた自然の驚異… 3.11 東日本大震災から私たちは改めて、毎日の暮らしが、一分一秒の後でさえ、約束されたものでないこと、そして、当たり前前の暮らしが続くことの幸せ、泣いたり笑ったり、喧嘩したり…と日々の暮らしの価値を改めて考えた一年であったと思います。そして、今なお解決の見いだせない原発事故への深い懸念。人類の英知を結集して乗り切ってほしい…ただ祈るのみです。

「がんばろう・日本!!」復興に向けて、一丸となった絆意識、これからも大切にしていきたいです。千里の道も一歩から、そう、一歩一歩の積み重ねを信じて、一緒にがんばりましょう。

また、統一地方選を終えてから一年、震災に隠れて私たち県会の動きはあまり伝わらなかったかもしれません。でも、過半数をいただいた自民党県議団、新年度予算編成に向けては、知事折衝に大きな前進を見ることができたと感じております。これからも常に県民皆様の声を聴きながらしっかり議論してまいります。変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。



### 流域治水修正案可決

昨年11月定例会県議会に提案された「流域治水基本方針案」について、私たち自由民主党滋賀県議会議員団は、継続審議としてきました。

流域治水とは、河川改修と併せ、水害の危険性のある地域の土地利用を県の条例化によって制限し、ソフト面にも力を注ぐ水害対策。如何なる洪水にあっても人の命を落とすことがあってはならない、再起不能な経済的被害を避けることをめざして、川の中の対策に加えて川の外の対策も重視。流す、溜める、留める、備える等々… 私たちは、家を建てる時にかさ上げすることも、避難所を確保することも勿論大切ですが、危険な地域での建築規制を行う主体をまちづくりの主体を考えて「県または市町」に、そして河川整備についても「強力に推進する」と修正し可決しました。今後、2012年度中の条例案の提案を目指すこととなります。

### 関西広域連合

国の出先機関である、国土交通省の近畿地方整備局、経済産業省の近畿経済産業局、環境省の近畿地方環境事務所の事務・権限受け入れを求めている関西広域連合(滋賀、京都、兵庫、大阪、和歌山、鳥取、徳島の2府5県)に大阪、堺の政令都市の加入が議決(次には京都、神戸と続く)されました。

議員定数については、既に定数が決められている議員数と、それぞれの府県に所在する政令都市との議員数のダブルカウントは認められないと、滋賀県議会で反発、政令都市加入と議席配分を分離して審議するよう求める意見書を連合長に提出したものを受けて、分離した提案となった。現在連合議会では、各府県議会がすべて可決しないと行動を起こせないことになっています。今後、合議制(多数決)で物事を進めようという動きのある中で、人口の多い大都市偏重に対して警鐘を鳴らしたい。

### 職員給与条例改正案可決 再議なるか?

昨年当初に自ら議員報酬2割カットを実施した自民党が、職員給与に関し、地域手当を現行の5.7%に据え置く条例改正案が最終日可決。これにより約3億円の削減が可能。地域手当は民間給与との格差を上乘せするための仕組みで、県は労使交渉の結果を受け、新年度、2011年度の5.7%から6%に引き上げる提案をしていたもの。再議となれば、10日以内に臨時議会が招集され、2/3以上の賛成がなければ廃案となります。民間と公務員給与、皆さんはどうお考えになりますか。

### 予算編成に向けて、自民党県議団ががんばったこと(抜粋)

- ・環境こだわり農業の緩効性肥料使用を県独自で認定。県2,000円市町1,000円
- ・河川整備費を10億円追加 国の方針は防災より減災というけれどもっと重視
- ・信号機整備を5基分追加 合計で10基の新設 県下要望は700基あり
- ・土地改良事業費 5億円追加して43億円に 民主政権になってから37%に減額
- ・運輸事業振興助成金、規則で努力義務が規定されたことを受け70%→85%に
- ・私学助成・3年凍結から近隣府県との差に配慮、年一人2,000~7,000円引き上げ
- ・国体誘致・平成36年開催に向けて調査費。時代に即したあり方検討委員会
- ・獣害防止・射撃場設置に向け調査費、現在高齢化した銃器登録者1,000人

### 2月定例会一般質問 (抜粋)

### 外国人の免許取得について

狭い日本と言えども、車社会にあって自動車の運転ができないことは、日常の暮らしにたいへんな不便を強いられます。ルールを守り安全運転をすることによってすごく充実した日々を送ることができ、当たり前前の生活となって久しいのですが、最近、なぜ?と思うような相談を受けました。

中国から嫁いでこられた方が、日本において初めて運転免許を取得しようと、自動車教習所に通われているのですが、学科試験において日本語が十分に解せなくなかなかパスしない…と言われるのです。今年の彦根市日中友好春祭りに交流した方との懇談会での話です。仮免許は通ったという彼女に、よく頑張ったのね…という私に、そばにいた中国出身の大学教授が、「学科試験は、その問題を日本語、英語、中国語とどれで受

けるか選択できますよ…」と教えてくださいました。しかし彼女は、試験場では「できない…」と言われたというのです。会場はたくさんの参加者がいて、いろいろな話題が持ち上がりませんが、この自動車運転免許についても、言葉がうまくわかるようになってやっと取得できたという人もあって、その場は「がんばるしかないね…」と励ますしかありませんでした。

その後試験場や警察でお聞きしましたが、滋賀県では英語と日本語しかやっていない…ということ。滋賀県では…と言われるところから、ちなみに近畿では京都、和歌山で英語、中国語の選択はあるそうです。早く本試験に合格するためには、中国語で試験の行われている京都、あるいは和歌山に住所を移して受験する手立ても

裏面に続く

あるようですが、滞在の期間条件も伴っているようです。

運転免許は、直接的には技術が主であって、標識や記号がわかれば安全運転は可能と考えます。また、よその県で可能なものが滋賀県では実施できないというも腑に落ちません。やらないことを前提にすれば、「中国語を認めてポルトガル語はどうか、ということになる」とも反論はあるかと思いますが、ここは、日常の国際交流の面からも、もっと前向きに対応すべきと考えます。滋賀県において試験問題の翻訳のできていない理由を聞かせてください。また、やっている府県の試験場において、引き続きその府県での居住要件を削除した例外的な受験を認めるような選択があってもいいのではないかと考えます。何れにしても改善を求めるものですが、今後の展望をお聞かせください。

**答 警察本部長** 中国語による学科試験の実施について、お答えをいたします。

1月末の全国の状況を見ますと、英語による学科試験は全国のすべての県で実施をいたしておりますけれども、中国語は11道府県という状況になっております。

外国語での学科の試験には、問題の翻訳など、必要な体制を確保することが必要となりますけれども、来日外国人を含む県民の皆様の安全安心の確保さらには来日外国人の方との共生という観点などから意義深いことと考えますので、議員御指摘の中国語による学科試験を実現すべく努めてまいりたいと思います。

## 老人会への支援 (地域生き生き事業活動費)について

遠くの親戚より近くの他人、…古くより、地域の支えあいがいしっかり根付いて毎日の暮らしに安心は約束されてきました。今、超高齢社会になって、田舎では高齢者一人暮らしがいろいろの心配を含んで問題視されております。特に、寒さ厳しかったこの冬は、知らない間に亡くなっていたという悲しい現実が度々で何とかしなければ…と、みんなの口の上っている状況です。厳しい戦後の復興から、今日の繁栄を導いていただいた高齢の皆さんの最後が、このように寂しい現実を見て、胸痛めぬ人はいないでしょう。

地区社協の活動で、日を置かない友愛訪問とか、見回り声掛け活動、あるいは御用聞き訪問など、地域の課題の解決に向けて高齢者自身が積極的に取り組み、高齢者が地域を支える社会づくりを進めることがより重要と、話題になっております。

高齢者と言えどもそのほとんどは元気なお年寄りであります。介護保険のお世話になる人はほんの僅か、これから増えるといいながらも現在では彦根市の場合6%余でしかありません。時間に拘束されない元気なお年寄りのパワーは、対高齢者だけでなく地域をいきいき、生活を豊かにする活動展開には、むしろ中心的に活動していただける分野であろうと思います。

田舎においてはこの年代の方々はしっかりと老人会が組織され、今も大きなウエイトをもって地域活動を先導していただいております。自治会総会の人数よりも明らかに老人会の集まりの方がそのパワーは絶大であります。

こうした支援策として、県が助成している「単位老人クラブ活動助成事業」の中に、わざわざ「地域いきいき事業活動費」を創設し、老人クラブが地域の実情に応じて、地域を豊かにする社会活動を実施している場合に加算することになっている…とあります。

まず、この補助基準について伺います。そして、崇高な事業精神を期待する事業にして、この金額を恥ずかしくお感じにならないのか、改善を求めるものです。ぜひご検討をいただけるよう期待するものです。

今、切望される人としての支えあい活動、やればやるほど資金も必要になります。年間に数回行えばそれで良しの時代でなくなりました。スズメの涙ほどの補助をいただくために、ご難しい報告書を提出しなきゃならないのなら、補助はいらぬ。事業はしない…とならないよう、早急なる対応を求めるものです。

**答 健康福祉部長** 「地域いきいき事業活動費」の補助基準ですが、この事業は、国庫補助事業として、国・県・市町がそれぞれ3分の1の負担割

合により、単位老人クラブに対して1か月あたり2,860円の活動費と、地域活動の充実に向けた取組を行う場合は、地域いきいき事業活動費として155円を加算することとしており、合計で月額3,015円となっております。

補助基準額の改善ですが、近畿府県の単位老人クラブへの補助基準額は、月額2,000円から3,880円という状況で、本県は、おおよそ平均的な水準となっております。補助基準額の改善は、国庫補助事業でもあることから困難と考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、老人クラブは、友愛訪問や見守り活動など、地域支え合い活動を自主的・積極的に取り組んでいただいております。地域の担い手としても大事な活動をされていると認識しております。

このため、新年度予算で、県負担10分の10によりまして、新たに老人クラブ介護予防活動支援事業を行うこととしており、ともに行う健康づくりや地域貢献活動のさらなる充実、地域の老人クラブの組織力の強化支援に県老人クラブ連合会と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

**再質問** 155円という金額について、奮発していただけるようお願いしたい。もう一度お考えを聞く。

**答** 高齢者施策の基本は、まさしくおっしゃるように、元気で活動的な85歳を目指しているのが、滋賀県の取組であります。

そういう中で、老人クラブの活動というのは、われわれも非常に重要と認識しております。ただ、誤解いただいておりますのは、155円だけ特筆されておりますが、これは加算という形で、本体は2,860円というものがありまして、それに足したものが155円であります。

これは先ほども申し上げましたけれど、国の国庫補助基準に基づくものでありますから、その改善は難しいと申し上げたのでございまして、それとは別に、新年度予算で新たに、老人クラブ活動の、健康づくりであったり、介護予防の活動であり、あるいは友愛訪問等のさらなる充実とかですね、まさに老人クラブの本来の活動目標であります、友愛と奉仕の精神を、さらに充実させていただくよう、新たに来年度、老人クラブ介護予防活動支援事業として、県単独の事業を実施しようとするものでございまして、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

**再質問** 新しい事業が、単位老人クラブに対してどれだけのお金になるのか。

**答** 言い訳ではなしにですね、しっかりと老人クラブの活動を県として支援するという施策をご説明申し上げているのでありまして、個人に還元というのはおっしゃるとおりで、あくまでも老人クラブとしての活動支援でございますので、クラブの組織的な活動でみなさんにやっていただきたいというのがまず原則であります。それから来年度予算としてご審議いただきますのは、すべてではないのですが、1か所当たり15万円を予定しております。

**再質問** 1か所の定義について伺う。

**答** 1クラブあたり15万円かける、おおむね50くらいかなと思っております。

**再質問に対する要望** 活動するのは単位老人クラブであり、是非とも検討して欲しい。クラブ活動の助成ではなく、いきいき活動の助成が今の時代に必要であることを強く訴える。



**金環日食…観測注意** 5月21日 午前7時前後

⚠ 金環日食、肉眼で見ないで=網膜障害の恐れ、専用グラスをかけましょう!



西村久子ホームページ (ブログ)

西村久子 活動日記

<http://nishimura-hisako.net/>

